

**青森県災害対策本部
運営マニュアル
【統括調整部編】**

**平成30年3月
(令和6年6月更新)
青森県**

青森県災害対策本部運営マニュアル【統括調整部編】

第1章	総則	1
1	目的	1
2	対象とする災害	1
3	位置付け	1
4	マニュアルの周知	1
5	マニュアルの検証と見直し	1
第2章	組織と編成	2
1	組織	2
2	参集体制	2
3	統括調整部の編成	3
(1)	本部	4
(2)	統括班	5
(3)	情報班	5
(4)	対策班	6
(5)	受援班	8
(6)	総務班	9
(7)	広報班	9
(8)	原子力班	10
(9)	災害情報連絡員	10
(10)	統括調整部要員	10
4	災害対策本部室	11
(1)	統括調整部のレイアウト	11
(2)	ビブスの着用	12
(3)	災害対策本部室の電話番号	12
(4)	電話の転送設定	12
第3章	災害応急対応	13
1	災害警戒本部	13
(1)	本部設置の通知及び公表	13
(2)	災害応急対応	13
(3)	災害警戒本部の廃止	13
(4)	災害対策本部への移行	13
2	災害対策本部	13
(1)	災害対策本部の設置	13
(2)	本部設置の通知及び公表	14
(3)	統括調整部要員の参集及び安否確認	14
(4)	地方支部の設置及びリエゾンの派遣	14
(5)	被害報の投げ込み	14
(6)	本部会議の開催	14
(7)	本部会議資料の提供等	15

(8) 地方支部及び災害対策本部の廃止	15
(9) 本部廃止の通知及び公表	15
3 情報活動	15
(1) 情報収集	15
(2) システムの活用	17
(3) 情報収集カード	20
(4) 地図の作成	23
第4章 統括調整部各班の業務	24
1 統括班	24
(1) 役割	24
(2) 主な業務	24
2 情報班	26
(1) 統制チーム	26
(2) 収集チーム	26
(3) 整理分析チーム	26
3 対策班	28
(1) 統制チーム	28
(2) 実動部隊チーム	29
(3) 航空機運用調整チーム	29
(4) 医療・被災者支援チーム	30
4 受援班	31
(1) 統制チーム	31
(2) 人的支援チーム	31
(3) 物的支援チーム	32
5 総務班	35
(1) 統制チーム	35
(2) 本部・渉外チーム	35
(3) 予算・経理チーム	36
6 広報班	37
(1) 役割	37
(2) 主な業務	37
7 原子力班	38
(1) 役割	38
(2) 主な業務	38

【資料集】

- 資料1 被害報（例）
- 資料2 情報収集カードの記載例
- 資料3 災害対応目標及び対応方針（例）
- 資料4 情報収集計画（例）
- 資料5 業務予定（例）
- 資料6 災害対策本部会議資料（例）

第1章 総則

1 目的

本マニュアルは、青森県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の的確かつ迅速な業務遂行のため、統括調整部の運営に係る標準的な業務処理の手順、方法等について定めるものである。

2 対象とする災害

本マニュアルが対象とする災害は、風水害災害、火山災害及び地震・津波災害といった自然災害である。

3 位置付け

本マニュアルは、災害時において統括調整部が共通して把握しておくべき事務要領等をまとめたものである。

4 マニュアルの周知

災害応急対策を実施するためには、平時から全職員がこの内容を理解し、それぞれが行うべき行動を認識しておく必要があることから、本マニュアルを青森県グループウェアシステムの文書管理に掲示するなどし、統括調整部員が参照できるようにする。

なお、掲示場所は、次のとおりである。

「文書管理」→「全庁文書」→「災害対策本部」→「災害対策本部運営マニュアル」

5 マニュアルの検証と見直し

定期的に、年1回以上、防災訓練等を実施し、関係職員の防災意識の向上を図るとともに、本マニュアルへの習熟度を高め、その実効性を検証する。

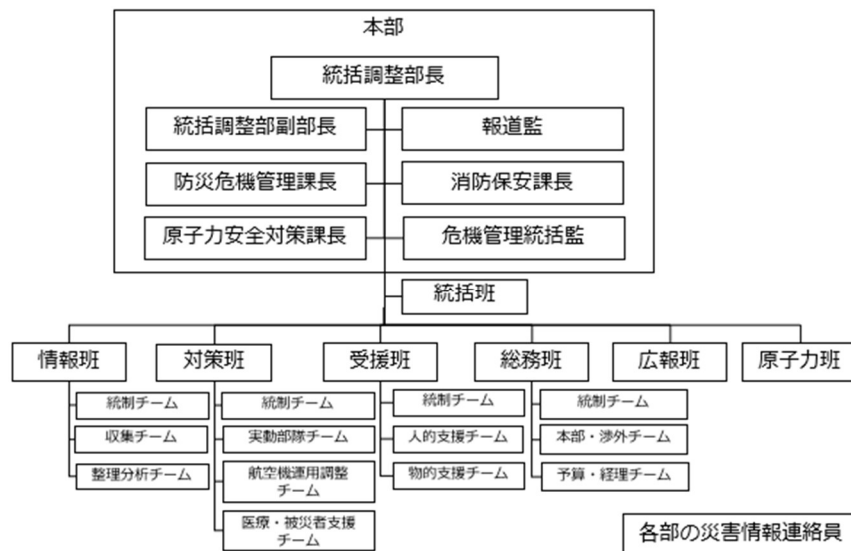
また、防災訓練等の結果や組織改正等を踏まえ、定期的に、年に1回以上、本マニュアルの見直しを行う。

第2章 組織と編成

1 組織

- ・統括調整部は、統括調整部長、統括調整部副部長、報道監及び部員で構成される。
- ・統括調整部長には危機管理局長を充て、副部長には危機管理局次長及び参事を充てる。
- ・報道監には危機管理局次長を充て、統括調整部副部長と兼務する。
- ・統括調整部には本部、統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班及び各部の災害情報連絡員を置き、各班員は危機管理局及び他部局の職員で構成する。
- ・災害情報連絡員は、各部局等主管課（危機管理局を除く。）及び出納局会計管理課の職員に加え、教育庁教育政策課及び警察本部警備第二課の職員各2名（本人及び代理）とする。

【統括調整部の組織】



2 参集体制

- ・統括調整部の参集基準は、次のとおりとする。

◎：全員参集 ○災害対策要員等の必要人員の参集 △状況に応じて参集

態勢	災害 対策 要員	本部	統括班	情報班		対策班		受援班		総務班		広報班		原子力班		災害 情報 連絡員
				危機 管理局	各部局	危機 管理局	各部局	危機 管理局	各部局	危機 管理局	各部局	危機 管理局	各部局	危機 管理局	各部局	
準備態勢 (1号配備)	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△
警戒態勢 (2号－1配備)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎
警戒態勢 (2号－2配備)	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	△	◎	△	△	△	◎
非常態勢 (3号配備)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

3 統括調整部の編成

- ・統括調整部の運営を円滑に実施するため、危機管理局及び各部局職員をもって統括調整部を編成する。
- ・統括調整部（災害情報連絡員を除く。）は、災害対策本部室に常駐し、災害対応全般を統制する。
- ・統括調整部の要員は、年度初にあらかじめ定める。
- ・統括調整部員の編成は、次を基本とする。ただし、当該年度の職員数等に応じて、決定する。
- ・配備要員の調整等は、各班で実施する。
- ・各班長は、災害の様態、参集人員の状況、各班の業務量等を勘案し、必要に応じて、各班長間で協議し、班員を流動的に配置する。
- ・統括調整部要員だけでは人員が不足する場合は、危機管理部の人員及び人事班に依頼し、必要人員を確保する。
- ・危機管理局以外の各部局においては、交代要員としての最小単位である第1、第2及び第3配備要員を指定する。

統括調整部		合計	危機管理局	その他部局
本部		7	7	
統括班		9	5	4
情報班	統制チーム	24	3	1
	収集チーム		3	6
	整理分析チーム		3	8
対策班	統制チーム	31	3	3
	実動部隊チーム		11	1
	航空機運用調整チーム		2	1
	医療・被災者支援チーム		3	7
受援班	統制チーム	25	2	1
	人的支援チーム		1	11
	物的支援チーム		2	8
総務班	統制チーム	11	2	
	本部・渉外チーム		2	3
	予算・経理チーム		1	3
広報班		12	2	10
原子力班		7	5	2
合計		126	57	69
災害情報連絡員		15		15

- ・統括調整部の危機管理局員を除く各部局員の編成は、次を基本とする。ただし、当該年度の職員数等に応じて、決定する。

統括調整部		各部局														
		合計	総務	財務	総合政策	こども	交通	環境エネ	健康	経済	観光	農林	県土	国・障スポ	出納	教育
本部																
統括班		4	1	2										1		
情報班	統制チーム	1							1							
	収集チーム	6				1		2			1				1	1
	整理分析チーム	8				1		2		1		1	3			
対策班	統制チーム	3								1		1	1			
	実動部隊チーム	1						1								
	航空機運用調整チーム	1									1					
	医療・被災者支援チーム	6						1	3							2
受援班	統制チーム	1								1						
	人的支援チーム	10	4	1		1			1		1	1	1			
	物的支援チーム	7					1	1	1	1		2	1			
総務班	統制チーム															
	本部・渉外チーム	3		2											1	
	予算・経理チーム	3	1												2	
広報班		10	1		3	1	1				1			3		
原子力班		2						2								
合計		66	7	5	3	4	2	9	6	4	4	5	6	4	4	3

(1) 本部

本部は、統括調整部の意思決定を行う。

本部は、統括調整部長、統括調整副部長、防災危機管理課長、消防保安課長、原子力安全対策課長及び危機管理統括監で構成する。

なお、消防保安課長は、消防応援活動調整本部の設置後は、消防応援活動調整本部副本部長を兼務する。

(2) 統括班

統括班は、統括調整部の災害対応全般を統括し、各班に対する指示及び統制を行う。

() 内は人数※各部局員においては第1配備要員数を記載

役 割	人数	班 員	
		危機管理局員	各部局員
班 長	1	防災危機管理課長代理 (1)	
副班長	2	原子力安全対策課課長代理 (1) 防災危機管理課 防災企画G (1)	
班 員	6	防災危機管理課 防災企画G (1) 消防保安課 消防・予防G (1)	総務部 (1)
			財務部 (2)
			国スポ・障スポ部 (1)

(3) 情報班

情報班は、災害の情報を収集・整理するとともに、被害情報や被災地のニーズ等の現状を分析する。

() 内は人数※各部局員においては第1配備要員数を記載

チーム	役 割	人数	チー ム 員	
			危機管理局員	各部局員
統制 チーム (4名)	班長 (チームリーダー)	1	消防保安課 産業保安GM (1)	
	副班長 (サブリーダー)	1	防災危機管理課 原子力施設安全検証 プロジェクトチームリーダー (1)	
	チーム員	2	原子力安全対策課 安全対策G (1)	健康医療福祉部 (1)
収集 チーム (9名)	チーム リーダー	1	消防保安課 産業保安G (1)	
	サブ リーダー	1	消防保安課 消防・予防G (1)	
	チーム員	7	消防保安課 産業保安G (1)	こども家庭部 (1)
				観光交流推進部 (1)
				環境エネルギー部 (2)
				出納局 (1)
整理分析 チーム (11名)	チーム リーダー	1	防災危機管理課 原子力施設安全検証 プロジェクトチーム (1)	教育庁 (1)

チーム	役 割	人数	チーム員	
			危機管理局員	各部局員
	サブリーダー	1	防災危機管理課 原子力施設安全検証 プロジェクトチーム（１）	
	チーム員	9	消防保安課 産業保安G（１）	環境エネルギー部（２）
				こども家庭部（１）
				経済産業部（１）
				農林水産部（１）
				県土整備部（３）

（４）対策班

対策班は、各種災害対策等について、具体的な方針を立案するとともに、自衛隊、消防機関、警察等の関係機関との調整を実施する。

なお、実動部隊チーム員（消防保安課員※）は、消防応援活動調整本部の設置後は、同本部の業務に従事する。

（）内は人数※各部局員においては第１配備要員数を記載

チーム	役 割	人数	チーム員	
			危機管理局員	各部局員
統制 チーム （６名）	班長 （チームリーダー）	1	防災危機管理課 危機管理対策GM（１）	
	副班長	2	原子力安全対策課 副参事（１）	
			防災危機管理課 危機管理対策GM（１）	
	チーム員	3		経済産業部（１） 農林水産部（１） 県土整備部（１）
実動部隊 チーム （12名）	チーム リーダー	1	防災危機管理課 危機管理対策G サブマネージャー相当（１）	
	サブ リーダー	1	防災危機管理課 危機管理対策G サブマネージャー相当（１）	
	チーム員	4	防災危機管理課 危機管理対策G（３）	環境エネルギー部（１）
		6※	消防保安課 消防・予防GM（１）※ 消防保安課	

			消防・予防G サブマネージャー相当（１）※	
			消防保安課 消防・予防G（３）※	
			防災航空G（１）※ （青森県防災航空隊）	
航空機 運用調整 チーム （３名）	チーム リーダー	１	消防保安課 消防・予防G（１）	
	サブ リーダー	１	消防保安課 防災航空G（１） （青森県防災航空隊）	
	チーム員	１		
医療・被災 者支援 チーム （１０名）	チーム リーダー	１		観光交流推進部（１）
	サブ リーダー	１	防災危機管理課 危機管理対策G（１）	健康医療福祉部（１）
	チーム員	８	防災危機管理課 危機管理対策G（１）	環境エネルギー部（１）
			原子力安全対策課 企画防災G（１）	健康医療福祉部（３）
				教育庁（２）

(5) 受援班

受援班は、災害対策に関する具体的な方針のもと、市町村等からの具体の要請に対する人的・物的支援の各部への指示や全国知事会等の関係機関との調整を実施する。

() 内は人数※各部局員においては第1配備要員数を記載

チーム	役 割	人数	チーム員	
			危機管理局員	各部局員
統制 チーム (3名)	班長 (チームリーダー)	1	防災危機管理課 防災企画GM (1)	
	副班長 (サブリーダー)	1	防災危機管理課 防災企画G サブマネージャー相当 (1)	
	チーム員	1		経済産業部 (1)
人的支援 チーム (12名)	チーム リーダー	1	原子力安全対策課 企画防災G (1)	
	サブ リーダー	1		総務部 (1)
	チーム員	10		総務部 (4)
				財務部 (1)
				こども家庭部 (1)
				観光交流推進部 (1)
				健康医療福祉部 (1)
				農林水産部 (1)
				県土整備部 (1)
物的支援 チーム (10名)	チーム リーダー	1		農林水産部 (1)
	サブ リーダー	1	防災危機管理課 防災企画G (1)	
	チーム員	8	防災危機管理課 防災企画G (1)	交通・地域社会部 (1)
				環境エネルギー部 (1)
				健康医療福祉部 (1)
				経済産業部 (1)
				農林水産部 (2)
				県土整備部 (1)

(6) 総務班

総務班は、本部会議開催の準備、災害対策本部の運営支援、予算・経理に関する総合調整等を実施する。

() 内は人数※各部局員においては第1配備要員数を記載

チーム	役 割	人数	チーム員	
			危機管理局員	各部局員
統制 チーム (2名)	班長 (チームリーダー)	1	防災危機管理課 総務・復興GM (1)	
	副班長 (サブリーダー)	1	防災危機管理課 総務・復興G (1)	
本部・渉外 チーム (5名)	チーム リーダー	1	防災危機管理課 総務・復興G (1)	
	サブ リーダー	1		財務部 (1)
	チーム員	3	消防保安課 消防・予防G (1)	財務部 (1) 出納局 (1)
予算・経理 チーム (4名)	チーム リーダー	1	防災危機管理課 総務・復興G サブマネージャー相当 (1)	
	サブ リーダー	1		出納局 (1)
	チーム員	2		総務部 (1) 出納局 (1)

(7) 広報班

広報班は、災害対策本部の広報、総合窓口の設置・運営等を実施する。

() 内は人数※各部局員においては第1配備要員数を記載

役 割	人数	班員	
		危機管理局員	各部局員
班 長	1		総務部 (1)
副班長	1	防災危機管理課 危機管理対策G (1)	
班 員	10	消防保安課 産業保安G (1)	総合政策部 (3)
			交通・地域社会部 (1)
			こども家庭部 (1)
			観光交流推進部 (1)

		国スポ・障スポ部（３）
--	--	-------------

（８）原子力班

原子力班は、原子力施設の状況確認、環境放射線モニタリング（又は緊急時モニタリング）のほか、被害状況に応じて統括調整部各班の応援を実施する。

（）内は人数※各部局員においては第１配備要員数を記載

役 割	人数	班 員	
		危機管理局員	各部局員
班 長	１	原子力安全対策課 安全対策GM（１）	
副班長	１	原子力安全対策課員（１）	
班 員	５	原子力安全対策課員（３）	環境エネルギー部（２）

（９）災害情報連絡員

災害情報連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底するほか、統括調整部から各部への依頼に係る調整を実施する。

（10）統括調整部要員

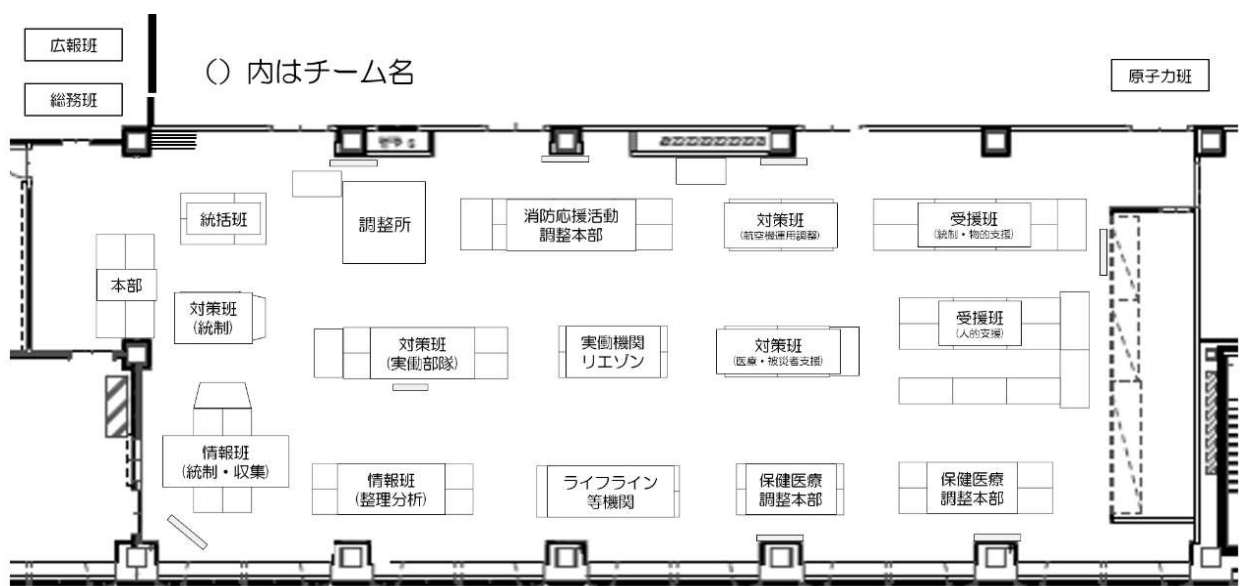
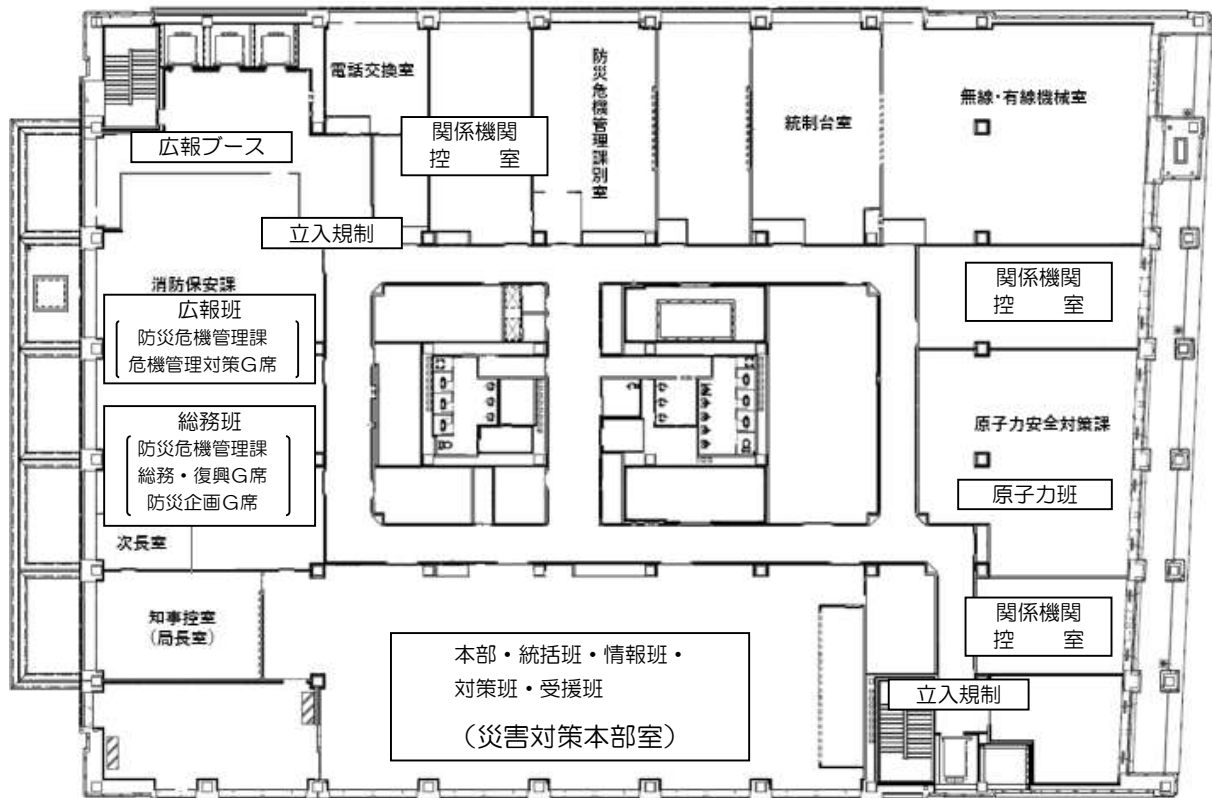
別に定める「青森県災害対策本部等統括調整部要員名簿」のとおり

4 災害対策本部室

(1) 統括調整部のレイアウト

統括調整部各班の執務スペース（県庁舎北棟2階）は、次のとおりとする。

ただし、職員の参集状況や災害の規模等に応じて流動的に変更するものとし、設備、機器等の配置を変更する場合や訓練実施後は、その都度見直しを図る。



(2) ビブスの着用

統括調整部要員は、災害対策本部室内等において自身の所属を明確にするため、次のビブスを着用することとし、ビブスは、災害対策本部室調整所付近に常置する。

【着用するビブスの種類】

班名	色	班名	色
本部	青	受援班	緑
統括班	赤	総務班	水
情報班	橙	広報班	桃
対策班	黄	原子力班	白

(3) 災害対策本部室の電話番号

災害対策本部室各班に設置されている内線電話の番号は次のとおりであり、統括調整部の設置後、関係機関等に対して連絡先を伝える。

班名・チーム名		直通番号	内線番号
統括班		017-734-9774	5843、5844
情報班	統制、収集	017-734-9582	5831、5851、5852、5853
	整理分析	017-734-9579	5832、5833、5834、5835、5854、5855
対策班	統制	017-734-9773	5845
	実動部隊	017-734-9578	5846、5847
	航空機運用調整	017-734-9096	5849、5850
	医療・被災者支援	017-734-9106	5803、5841
消防応援活動調整本部		017-734-9617	5836、5837、5840、5848
受援班	統制	017-734-9239	5856、5857
	人的支援	017-734-9113	5842、5858、5859、5860、5861
	物的支援	017-734-9100	5827、5828
保健医療調整本部		017-734-9117	5862、5863
		017-734-9575	5802、5864
ライフライン等機関		017-734-9115	5838、5839

(4) 電話の転送設定

危機管理局員のうち、統括調整部要員として災害対策本部室内で活動する場合は、必要に応じて、執務室内の電話の転送先を災害対策本部室の電話に設定する。

【転送設定方法】

設定：執務室の自席の電話から「131」＋「(転送先の内線番号)」にダイヤル

解除：執務室の自席の電話から「130」にダイヤル

第3章 災害応急対応

災害対応時における統括調整部等の主な対応は、次のとおりとする。

1 災害警戒本部

(1) 本部設置の通知及び公表

災害警戒本部を設置する場合、防災危機管理課危機管理対策グループは、本部設置の通知及び公表について、防災危機管理課長に確認し、庁内（各部局主管課長、教育政策課長及び警備第二課長）、各地域県民局長、各市町村長、各消防長及び関係機関の長等に対して通知するとともに、報道機関に投げ込みを行う。

同時に、災害対策本部室入口に「青森県災害警戒本部」の看板を掲げ、関係職員が当該本部の設置を容易に確認できるようにする。

(2) 災害応急対応

統括調整部の活動に準じる。ただし、災害状況に応じて、災害警戒本部長（危機管理局長）の指示により活動規模を縮小することができる。

(3) 本部廃止の通知及び公表

災害警戒本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。なお、本部廃止の通知及び公表は、設置の場合に準じ、対策班（防災危機管理課危機管理対策グループ）が実施する。

(4) 災害対策本部への移行

災害警戒本部から災害対策本部に移行する場合、情報班長及び対策班長は、統括班長等に災害情報等を説明する。

統括班長等は、統括調整部長に説明の上、知事の下承を得た後、災害対策本部に移行する。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置する場合、情報班長及び対策班長は、統括班長等に災害状況等を説明する。

統括班長等は、統括調整部長に説明の上、知事の下承を得た後、災害対策本部を設置する。

なお、気象情報等で非常態勢（3号配備）の配備基準を満たすことが明らかで自動設置となる場合は、統括調整部長を通じ、その旨を本部長に報告する。

（２）本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置した場合、統括班はその旨を庁内（各部局主管課長、教育政策課長及び警備第二課長）、各地域県民局長、各市町村長、各消防長及び関係機関の長等に対して通知し、広報班は報道機関に対し投げ込みを行う。

同時に、災害対策本部室入口に「青森県災害対策本部」の看板を掲げ、関係職員が当該本部の設置を容易に確認できるようにする。

（３）統括調整部要員の参集及び安否確認

統括調整部の要員は、勤務先に登庁後、県庁舎北棟２階災害対策本部室に自主的に参集し、自身が所属する班の班長に到着した旨を伝え、指示に従う。

統括調整部各班長又は副班長は、班員（危機管理局に限る）の安否状況を総務班に報告し、総務班は人事班に報告する。

総務班は、人事班を経由するなどし、他部の統括調整部要員の安否状況を確認する。

（４）地方支部の設置及びリエゾンの派遣

地方支部の設置及びリエゾンの派遣基準は、青森県災害対策本部運営マニュアル【共通編】及び【〇〇地方支部編】による。また、市町村から危機管理局に対してリエゾン派遣の要請があった場合は、当該市町村を管轄する地域県民局（地方支部）に対し伝達する。

なお、情報班はリエゾンを通じた情報の収集及び被災市町村への提供を担当する班員を決め、リエゾンの出発前から被災市町村到着までの行動を把握し、リエゾンから収集した情報を統括調整部内で共有する。

（５）被害報の投げ込み

情報班は、被災市町村等からの収集した情報を基に被害報（資料１）を作成し、広報班が報道機関に対してその投げ込みを行う。

（６）本部会議の開催

災害対応における目標及び方針の決定等を行うため、本部会議を開催する。

（要調整項目：日時、出席者の範囲と席図、手話通訳者の手配、モニター・スクリーン等の設置（データ表示用とオンライン出席用）の必要性、報道機関の傍聴・ぶら下がりの有無、報道機関への周知時間など）

会議の開催に係る市町村等への連絡は、次により行い、会議室の設営、資料組み、議事録の作成等は総務班が主体となって行う。

①市町村及び報道機関：広報班

②リエゾン：情報班

③庁内各部（地方支部を含む）：情報班

④関係機関（実動及びライフライン）：対策班

（７）本部会議資料の提供等

本部会議資料は、次により関係市町村等に提供する。

①市 町 村：広報班

②リ エ ズ ン：情報班

③関係機関：各班

④その他一般：広報班（県ホームページ（又はあおもり防災ポータル）及び県グループウェアシステムのインフォメーションに掲載）

（８）地方支部及び災害対策本部の廃止

地方支部及び災害対策本部設置の必要性がなくなつたと判断される場合は、関係班と協議の上、統括調整部長に説明を行い、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の了承を得た後、地方支部及び災害対策本部を廃止する。

（９）本部廃止の通知及び公表

災害対策本部長は、災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。この際、本部廃止の通知及び公表は、設置の場合に準じ、統括班が実施する。

3 情報活動

（１）情報収集

統括調整部各班は、次の情報を収集し、各種災害対策活動を実施する。

発災直後は事態が急速に変容することから、１～２時間おき、その後は数時間おきを目安に情報収集を行う。

その際、被災市町村・消防本部に対する情報収集は、青森県総合防災情報システム（以下「システム」という。）に随時入力されるクロノロジーを確認し、定時に取りまとめることを基本とする。なお、クロノロジーの入力がない場合や、クロノロジーの入力に不明点がある場合は、電話で聴取する。

特に初動 30 分においては、消防庁即報第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）の項目を優先して情報収集を行う。

班長は、収集した情報を集約のうえ、班長会議等で情報共有を図り、重要な情報は班長会議等を待たず、直ちに統括班を通じて統括調整部長に報告する。

班員は、収集した情報を班長に報告する。

情報班は、収集した情報に基づき被害報を作成するとともに、地方支部事務局等に提供する。

情報の種別	収集主体	収集先（例）	提供先 （共有先）	使 途（例）
地方支部の 活動状況	統括班	地方支部事務局	統括調整部 各班	県全体の活動調整
県庁各部局の 対応状況	情報班	各部局災害情報連絡員	統括班 総務班	県全体の活動調整
人的・物的 被害情報	情報班	被災市町村 （青森県庁）リエゾン	統括班 対策班 受援班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （実動機関の活動調整）
	対策班	警察本部災害情報連絡員	統括班 情報班 受援班	
避難情報	情報班	被災市町村 （青森県庁）リエゾン	統括班 対策班 受援班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （各種支援）
ライフライン 情報	情報班	（通信）総務部災害情報連絡員 （上水道）健康医療福祉部災害情報連絡員 （下水道）県土整備部災害情報連絡員 （電気）環境エネルギー部災害情報連絡員 （ライフライン機関）リエゾン	統括班 対策班 受援班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （物的支援）
公共交通機関の 運行情報	情報班	交通・地域社会部災害情報連絡員	対策班 受援班 総務班	各種対策活動の調整 （各種支援及び職員派遣）
道路情報	情報班	被災市町村 県土整備部災害情報連絡員	対策班 受援班	各種対策活動の調整 （各種支援及び実動機 関の活動調整）
	対策班	警察本部災害情報連絡員	情報班	
河川等被害情報	情報班	県土整備部災害情報連絡員	統括班 対策班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （実動機関の活動調整）
気象情報	情報班	青森地方气象台	統括調整部 各班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （各種支援及び実動機 関の活動調整）
市町村の態勢 （本部設置状況等）	対策班	被災市町村	統括班 情報班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （リエゾンの派遣、地方 支部の設置）

情報の種別	収集主体	収集先（例）	提供先 （共有先）	使 途（例）
国の態勢 （本部設置状況等）	対策班	国 （国関係機関）リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 実動機関の活動調整
実動機関の 活動状況	対策班	警察本部災害情報連絡員 消防本部 自衛隊 （実動機関）リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 実動機関の活動調整
ライフライン 機関の活動状況	対策班	（電気）環境エネルギー部災害情報連絡員 （ライフライン機関）リエゾン	統括班 情報班	対応方針の検討 関係機関の活動調整
医療機関の被害 及び対応情報	対策班	健康医療福祉部災害情報連絡員 保健医療調整本部	統括班 情報班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （医療対策）
被災市町村 からのニーズ	受援班	被災市町村 （青森県庁）リエゾン	統括班 情報班 対策班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （人的・物的支援）
人的・物的 支援情報	受援班	被災市町村 （青森県庁）リエゾン	統括班 情報班 対策班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （人的・物的支援）
原子力施設の 被害情報	原子力班	オフサイトセンター 電力事業者	統括調整部 各班	対応方針の検討 各種対策活動の調整 （原子力災害対策、対策 要員の調整）

（２）システムの活用

ア クロノロジー

時系列の災害対応や災害情報等を記録する機能。

システムに入力された内容はシステムを利用する全ての機関（災害対策本部各部・各地方支部、市町村、関係機関）で共有していることから、統括調整部として収集した情報については、システムのクロノロジーに入力し、統括調整部内及び関係機関等との情報共有を図る。

イ 本部設置

県及び市町村の本部設置情報を記録する機能。

システムに入力された本部設置情報は、「Ｌアラート」（報道機関を通じ地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤）と連動していることから、災害対策（警戒）本部設置時は、その情報をシステムに入力し、報道機関等に対して伝達する。

ウ G I S（Geographic Information System）

地図上に各種情報を記入する機能。

各種会議で活用するため、「作戦地図」の「地図描画」により消防等の実動機関の活動状況等の情報等を描画・記入する。

エ 掲示板

災害ごとに関係機関等と文字情報やデータのやり取りをする機能。

災害対策本部各部・各地方支部、市町村、関係機関の資料提出・資料提供は、原則として、掲示板を使用する。

資料の提出を求める際は、作成時点、提出時刻等の必要な情報を明確にする。

資料を提出する際は、「新規投稿」せず、依頼元の投稿に「コメント投稿」する。

取りまとめ作業を要するもの以外については、原則として、PDF形式で掲載する。

オ 文書フォルダ

全ての災害に共通するデータを格納する機能。

平時から参照するマニュアルや資料等については、文書フォルダに掲載する。

【システムによるクロノロジーの作成要領】

・クロノロジーは以下の3項目で構成される。

「基本情報」…被害の基本的な内容を入力（例：情報の発信元、情報内容、発生場所など）

「対処内容」…対処状況や被害に対して対応した内容を時系列で登録

「詳細情報」…確定した被害件数や避難所毎の避難者数等の数値を入力

・「件名」「情報内容」で5W1Hを明確にし、当該事案を検索しやすいようにする。

・各種会議で活用するため、「区分」（人的被害、住家被害等）を正確に入力したうえで、地図中心点を設定し、必要に応じ地図描画で被害の範囲等を明示する。

・事案の処理状況を即時に確認するため、「対処状況」の各ステータスを入力する。特に「対処要」及び「対処中」の事案は処理経過に応じてステータスを更新する。

「対処不要」…情報共有にとどまる事案

「対処要」…何らかの対処が必要であると認められる事案

「対処中」…自組織又は他組織において対処を開始した事案

「対処済」…処理が完了した事案

【クロノロジー入力画面】※出典：青森県総合防災情報システム簡易マニュアル

<ヘルプ>
カーソルをあてると項目ごとにヘルプメッセージが表示されます

※印は入力必須項目です

クロノロジー

基本情報

整理番号 受信日時※ 2021/01/20 19:07 受信者※ 青森県システム管理者 表示指定日時※ 2021/01/20 19:07

件名※

発信元※ 指定なし [その他の場合に入力]

手段※ 指定なし [その他の場合に入力]

信頼性※ 高 中 低

重要性

区分※ 指定なし [その他の場合に入力]

詳細区分

公開区分※ 公開

情報内容

地図中心点 現在の中心点を設定 登録されていません。

担当班 指定なし 県へ依頼・県重要事項

情報共有 情報共有

添付ファイル (編集画面用) 添付ファイル

添付ファイル (参照画面用) 登録済の添付ファイルはありません。

「追加」：行を追加する
「削除」：行を削除する
「コピー」：行をコピーし新たに追加する

対処状況のステータスを選択します

対処内容

対処状況 対処不要 対処要 対処中 対処済

対処日時※ 記述者※ 対処内容※

青森県システム管理者

操作 追加 削除 止

詳細情報

保存 保存 & 新規入力 一覧

<対処内容>
・共有情報、対処経過・結果を時系列で順に随時に記録します
・記述者が初期表示されます

<詳細情報>
被害件数、避難所毎の避難者数等の確定した数値を随時記録します

<保存>
記録した内容を保存します

<保存 & 新規入力>
記録した内容を保存し新規入力画面に遷移します

<一覧>
一覧画面に遷移します

- ・同一事案について、新たな情報を入力する場合は、新規でクロノロジーを作成せず、同一のクロノロジーの「対処内容」を更新するとともに、重要な情報は「情報内容」に追記する。
- ・初動段階では、同一事案について複数機関が入力することがあり得るため、事態の進展に伴い、クロノロジーを整理する。

例：情報内容

情報内容 ?	無人偵察機（スキャンイーグル）の活動 8月12日（木）1700～8月15日まで予定 活動拠点については、尻屋崎灯台駐車場 8月13日修正 活動拠点は太田海浜公園 活動期間は8月12日～
---------------	--

例：同一事案に対する対処内容

2021/08/12 13:00	青森県統括調整部対策班	（東通村から）商工観光課（ソウマ氏）がゲートの開閉については対応する。17時にゲート近くで待ち合わせを
2021/08/12 12:50	青森県統括調整部対策班	（陸上自衛隊から）尻屋崎の駐車場を使用させてほしい（分電盤の操作レクチャーも）、17時にゲートに到着す
2021/08/12 11:00	青森県システム管理者	（自衛隊へ）分電盤の操作、到着時間帯について報告、再度確認
2021/08/12 11:00	青森県システム管理者	（東通村）ゲートの開け閉めは分電盤の操作になる、調整はするがレクチャーが必要。密漁のパトロールも絡ん
2021/08/12 10:55	青森県システム管理者	（東通村へ）ゲートを自衛隊で開けさせてもらえないか打診
2021/08/12 10:40	青森県システム管理者	（東通村へ）活動拠点については再検討する旨、オフサイトセンターは使えない旨を連絡
2021/08/12 10:20	青森県統括調整部統括班	尻屋崎駐車場の件を自衛隊に報告、再度検討
2021/08/12 10:10	青森県統括調整部統括班	（東通村）関係機関に連絡はしたが、尻屋崎駐車場はゲートが自動でしまると、一般人が入ってくるため再度
2021/08/12 9:50	青森県統括調整部統括班	（県観光企画課）書面等については追って確認、使用に係る調整は進めているとのこと。
2021/08/12 9:40	青森県統括調整部統括班	拠点は東通消防署からオフサイトセンターに変更、東通村に検討を依頼

【システムによる被害状況即報】

被災市町村等がクロノロジーに入力した被害の詳細情報は、消防庁4-2で集計し、県全体の被害状況を把握する。

（3）情報収集カード

ア システム出力による情報収集カード

システムに入力されたクロノロジーのうち、特に重要な情報については、システムから出力した情報収集カードを関係班等に配付する。

配付が必要な情報収集カード及びその配付先は、各班長が判断し、班員に指示する。

イ 紙の情報収集カード

電話で聴取した内容は、紙の情報収集カード（次頁参照）に記録し、クロノロジーに入力する。

複写及び関係班等への配付は、各班長が判断し、班員に指示する。

情報収集カード

整理番号	受信時刻	発信元	受信者	手 段
	月 日 :	(TEL)		1 電話 2 F A X 3 口頭 4 その他 ()
件 名				
信 頼 性	高 中 低			
重 要 度	大 中 小			
区 分	A：事故・事案・災害等の状況		B：被害状況等	C：要求・要請等
	D：対応状況・活動状況等		E：問い合わせ等	F：その他
内 容				
☐ 知ノロ記載				
☐ 地図表示				
位置情報	緯度経度（60進法）	N E		
	U T M座 標（EN）	E N		
	住 所			
処 置 担当部署	☐ 統括調整(統括) ☐ 統括調整(情報) ☐ 統括調整(対策) ☐ 統括調整(受援) ☐ 統括調整(総務) ☐ 統括調整(広報) ☐ 統括調整(原子力) ☐ 総務 ☐ 財務 ☐ 総合政策 ☐ こども家庭 ☐ 交通・地域社会 ☐ 環境エネルギー ☐ 健康医療福祉 ☐ 経済産業 ☐ 観光交流推進 ☐ 農林水産 ☐ 県土整備 ☐ 危機管理 ☐ 国スポ・障スポ ☐ 出納 ☐ 教育 ☐ 警察 ☐ 地方支部			
処 置 (結 果)				
☐ 知ノロ記載				
提 供 先	☐ 他部（他班） ☐ 警察 ☐ 海上保安部 ☐ 消防調整 ☐ 医療調整 ☐ 東北地整 ☐ 陸上自衛隊 ☐ 海上自衛隊 ☐ 航空自衛隊 ☐ N T T ☐ 東北電力 ☐ 地方支部 ☐ () ☐ () ☐ () ☐ () ☐ () ☐ ()			

【紙の情報収集カードの活用方法】

① 情報の受信

市町村等から電話等で聴取した情報・要請の内容（「受信時刻」、「発信元」、「受信者」、「手段」、「件名」、「区分」、「内容」、「位置情報」）について、可能な限り漏れなく記載する。

「信頼性」、「重要度」については、下記参考に基づき記載する。

② システム入力・地図記入

システムのクロノロジーに入力のうえ、「整理番号」にクロノロジーの整理番号を記入し、「内容」の「クロノロ記載」にチェックを入れる。

調整所の地図に記入し、「内容」の「地図表示」にチェックを入れる。

③ 対応状況の管理

処置対応部署が明確な事案については、「処置対応部署」にチェックを入れ、他班等への依頼内容、自班で対応した結果等を「処置（結果）」に記入する。

システムのクロノロジーに入力したときは、「処置（結果）」の「クロノロ記載」にチェックを入れる。

④ 紙による配付

特に重要な情報（「重要度」が「大」）については、②③と並行して、システム出力による情報収集カードと同様、関係班に配付する。

統括調整部外の関係機関に関する情報については、「提供先」にチェックを入れ、関係機関に配付する。

【参考】情報の信頼性と重要度

信頼性	内容
高	公的機関やそれに準じる機関からの情報
中	住民からの情報
低	S N S の情報

区分	重要性		
	大	中	小
事故・ 事案・ 災害状況	○事故、事件、災害発生の第1報 ○上記事項の拡大、2次災害発生等 ○各種気象警報 ○津波到達情報	○左記の第2報以降 ○左記に関する住民、報道機関等からの情報	○「大」「中」どちらにも属さない情報
被害状況	○人命にかかわる被害情報で迅速な対応又は詳細の把握が必要なもの ○市町村、関係機関における災害対応に影響を及ぼす被害情報 ○被害の想定情報（「被害なし」を含む）	○人命にかかわらない被害情報 ○被害の取りまとめ報 ○隣接道県被害情報	○左記以外の住民、報道機関等からの問合せ

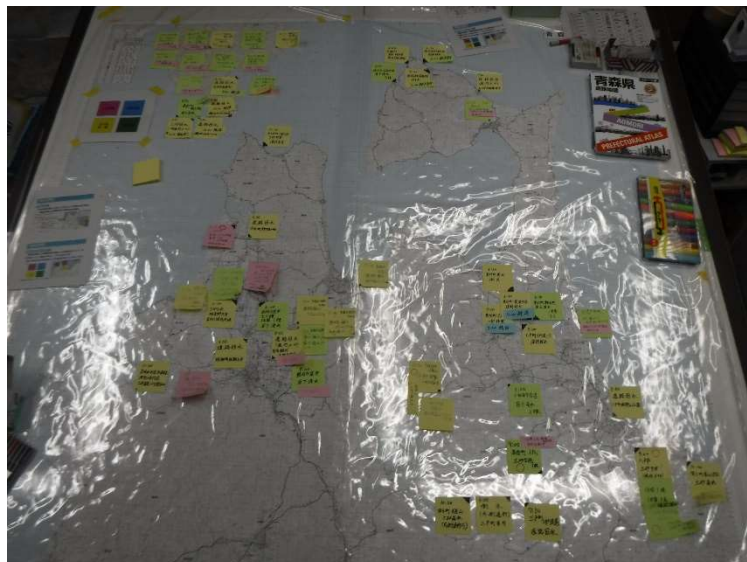
区分	重要性		
	大	中	小
要求・要請	○自衛隊、緊急消防援助隊派遣要請 ○人命にかかわる救助、搬送、救急・救命要請 ○孤立地域からの救出要請 ○食料・飲料水、物資で緊急性のある要請	○住民等の避難に係る要請 ○食料・飲料水、物資等の要請	
対応・活動状況	○市町村、関係機関の対応状況（取りまとめ、懸案事項含む） ○区分「C」の対応結果 ○国の対応	○市町村、関係機関の対応状況（避難所、安否等） ○遺体の処理に関する情報	
問合せ	—	○住民（帰宅困難者、外国人含む）からの避難所、物資配給場所等に関する問合せ ○国、他道県、市町村、関係機関からの態勢・対応等に関する問合せ	
その他	○上記以外で緊急に対応が必要なもの	○上記以外で緊急性はないが対応が必要なもの	

（４）地図の作成

収集した情報は、調整所の地図にマーカー、付箋等で記載し、統括調整部内での認識共有を図る。

【付箋の分類】

赤色：人的被害情報 青色：避難情報 緑色：建物被害情報 黄色：その他の情報



第4章 統括調整部各班の業務

統括調整部各班の主な業務は、次のとおりとする。

1 統括班

(1) 役割

統括班は、統括調整部の災害対応全般を統括する。

(2) 主な業務

ア 災害対策方針

- ・将来の状況予測に基づき、フェーズごとに「災害対応目標及び対応方針」（資料3）等を作成し、統括調整部長の了解を得た上で、本部会議で示す。また、統括調整部各班及び各部へ伝達するとともに、災害対策本部室に掲示する。
- ・災害対応のために必要な情報について「情報収集計画」（資料4）を作成し、統括調整部各班に指示するとともに、必要に応じ、各部・地方支部、市町村、消防本部、防災関係機関等と情報共有する。
- ・発災初動期の統括調整部の業務予定（資料5）を作成し、班長会議等で共有する。

イ 災害対策本部の体制の構築

(7) 各部に属さない業務の対応

- ・初動期において、内閣府をはじめとする国の各機関や北海道東北8道県応援協定に基づく他道県の窓口として対応する（活動場所は総務班、各種調整事項は対策班に指示）。
- ・被災市町村等からの依頼事項のうち、各部の業務に属さないものについて、調整し、統括調整部長から了承を得た後、対応を指示する。

(4) 災害対策本部地方支部

- ・地方支部の設置が必要と判断される場合は、統括調整部長に説明し、統括調整部長を通じ、本部長から地方支部設置の指示の了承を得る。なお、気象情報等で非常態勢（3号配備）の配備基準を満たすことが明らかで、自動設置となる場合は、統括調整部長を通じ、その旨を本部長に報告する。
- ・青森県災害対策本部を設置したときは、原則として、同本部が設置された事由が生じた地域県民局管内に地方支部の設置を指示する。

ウ 市町村へのリエゾンの派遣

- ・市町村へ派遣するリエゾンについて、最初は、原則として、地方支部長の指示により地方支部から派遣するが、地方支部からの派遣が24時間を超えて継続することが想定される場合は、受援班に対して県庁リエゾンの手配及び派遣計画の作成を指示する。

エ 災害対策に係る全体調整及び進行管理

(7) 班長会議の開催

- ・統一的な方針の下で災害対応を実施するため、統括調整部各班長を招集し、班長会議を開催する。

(イ) ミーティングの開催

- ・災害対応の焦点・課題、日々の日程や作業状況等を共有するため、災害対策本部室で、統括調整部員、災害情報連絡員、関係機関等を招集し、ミーティングを定期的に行う。

(ウ) 地方支部の活動状況管理

- ・地方支部と定期的に連絡を取り、県管理施設等の被害や対応状況等を本部に報告する。

オ 本部会議等の開催・運営

- ・本部会議等の開催に当たり、統括調整部各班に必要な指示を出す。なお、本部会議の場合は、次のとおりとする。

総務班：秘書課との各種調整、資料の取りまとめ等

対策班：災害概況図の作成、実動機関の活動状況の取りまとめ等

情報班：庁内各部への開催連絡、被災市町村における被害状況、庁内各部の対応状況等の取りまとめ

広報班：市町村への情報提供、報道機関への投げ込み等

2 情報班

(1) 統制チーム

ア 役割

班内の意思決定及び総合調整を実施する。

イ 主な業務

- ・統括班から示された「情報収集計画」に基づき、情報の収集に関する事項（いつまで、誰から、どの情報を、どのように）や分析に関する事項（いつまで、どの情報を、どのように）を情報班各チームに指示し、業務の進捗状況を管理する。

(2) 収集チーム

ア 役割

- ・災害情報や被害情報等を収集し、重要度や区分ごとに分類するとともに、重要度に応じ、情報班各チームに提供する。

イ 主な業務

(ア) 災害情報等の収集

- ・災害情報、被害情報等を被災市町村、各部等から収集する。
- ・リエゾン（地方支部を含む。）から収集した情報を統括調整部内に展開するとともに、本部の対応情報等を、リエゾンを通じて被災市町村に提供する。

(イ) 本部会議、情報連絡員会議の開催通知

- ・本部会議等の開催について、リエゾンや災害情報連絡員を通じて被災市町村及び庁内各部に連絡する。

【情報収集時の注意点】

- ・被災市町村から電話により情報を収集する際は、被災市町村の災害対応に支障が生じないよう状況を考慮して行う。
- ・情報の収集先や管理主体が重複しないよう各班長同士で調整を実施する。

(3) 整理分析チーム

ア 役割

- ・収集した情報をホワイトボード、地図、青森県総合防災情報システム等を活用し、被災場所や災害対策の状況を共有するほか、被害報に集約する。
- ・収集チームに協力し、各種情報を収集する（初動時に限る）。

イ 主な業務

(ア) 情報の整理等

- ・収集した情報を被害報にまとめるとともに、地図への落とし込み、ホワイトボードへの記入及びクロノロジーの取りまとめを行う。なお、被害報は投げ込みのほか、県ホームページ等で外部へ公表するため、広報班に電子データで提供する。

(イ) 情報の共有・提供・処置依頼

- ・気象・地震津波情報に係る情報（青森県総合防災情報システム等）をモニターやホワイトボードに表示し、統括調整部内で共有する。
- ・収集した情報について、統括調整部各班、県庁各部、関係機関（リエゾン経由）及び地方支部に提供し、処置を依頼する。

(ウ) 火災・災害等即報要領に基づく報告

- ・「火災・災害等即報要領」に基づき、随時、消防庁に被害状況等をメールにより報告する（報告先 fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp）。

(エ) 情報の分析

- ・整理した情報に基づき、被害情報や被災地のニーズ等の現状を分析する。

【被害報の作成に係る注意点】

被害報は、統括班長が統括調整部長に説明するに当たり必要となることから、可能な限り速やかに作成し、統括班及び対策班に提供する。

3 対策班

(1) 統制チーム

ア 役割

班内の意思決定及び総合調整を実施する。

イ 主な業務

(7) 班の統括

- ・統括班長から示される「災害対応目標及び対応方針」に基づき、対策班各チームに対策班が実施する災害対策に関する事項を指示し、関係機関との情報共有、認識統一及び活動調整等を目的とした関係機関調整会議を開催する。

【関係機関調整会議の一例】

内 容：認識の統一、関係機関の調整

(例：実動部隊の資源配分、一次物資拠点の設置等)

構成員：統括調整部関係班長、関係班、実動部隊のリエゾン（自衛隊、消防機関、県警察本部、海上保安庁等）、民間企業のリエゾン（東北電力、NTT、トラック協会、倉庫協会等）、保健医療調整本部 等

(4) 災害応急対応の優先度

- ・対策班各チームと協議し、応急対策に係る人的・物的資源の配分や災害応急対応の優先度を決定する。

(5) 災害応急対応の拠点等の選定

- ・広域防災拠点をはじめ各機関が使用する災害応急対応に必要となる施設は、優先度、規模、機能、位置等を考慮の上、関係機関調整会議等で用途等を調整する。

【調整が必要となる用途】

(関係機関)

緊急消防援助隊の進出拠点・宿営場所予定地、自衛隊の集結拠点予定地、防災ヘリコプター臨時離着陸場、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）、一次物資拠点、遺体安置所、仮設住宅建設地、災害廃棄物仮置場

(市町村)

避難所・緊急避難場所、二次物資拠点、遺体安置所

(I) 道路啓開箇所の選定

- ・関係機関や各部から道路啓開に係る要請があった場合、関係機関調整会議等で調整する。

(ウ) 石油燃料、ライフラインその他必要な調整

- ・ライフライン等関係機関から派遣されるリエゾンの窓口となり、各種調整を実施する。（リエゾン到着時は、総務班に報告する。）
- ・関係機関や各部からの石油燃料に関する要請があった場合、人命救助（災害拠点病院、消防機関、警察等）を最優先として、石油燃料の配分に関する優先順位を検討、調整する。
- ・電力、通信、上下水道等復旧の優先順位について、人命救助（災害拠点病院等）を最優先に検討し、調整する。
- ・事業者との調整は、次の所属を通じて行う。

石油燃料：経済産業政策班

電力：環境エネルギー部（リエゾンが到着していない場合に限る。）

通信：総合政策部（リエゾンが到着していない場合に限る。）

上下水道：健康医療福祉部

下水道：県土整備部

(2) 実動部隊チーム

ア 役割

自衛隊、消防機関、警察、海上保安部等の実動機関との調整を実施する。

イ 主な業務

(ア) 緊急消防援助隊、警察、海上保安部等の応援要請及び自衛隊の災害派遣要請

- ・被災状況を情報班から収集するとともに、国、市町村及び関係機関の態勢等の情報を収集する。
- ・警察や消防機関から被害状況を確認し、実動機関等にその情報を提供する。
特に、自衛隊の災害派遣要請が見込まれる場合は、能動的に情報提供を行う。
- ・情報収集の結果、実動機関の応援が必要と判断される場合や被災市町村から要請があった場合は、統括班と協議し、統括調整部長を通じて本部長に応援要請の了承を得る。

(イ) 緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安部、警察等の実動部隊の活動調整

- ・実動部隊の進出及び活動拠点、活動範囲、救助要請等について、実動機関から派遣されるリエゾンの窓口となり、各種調整を実施する。（リエゾン到着時は、総務班に報告する。）

(3) 航空機運用調整チーム

ア 役割

実動機関のヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用のため、実動機関との調整を実施する。

イ 主な業務

- ・「青森県災害対策本部航空機運用調整マニュアル」に基づき実動機関と調整を実施する。

(4) 医療・被災者支援チーム

ア 役割

医療体制の状況把握、被災者支援等に係る総合調整を実施する。

イ 主な業務

(7) 保健医療調整本部との調整

- ・保健医療調整本部と災害対策に必要な調整を実施する。

(イ) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

- ・傷病者等を被災地外に搬送するため、SCU の設置が必要と判断された場合は、「青森県 S C U 設置・運営マニュアル」に基づき医療業務班等と調整を実施する。

(ウ) 広域避難の調整

- ・被災市町村の避難所において、避難者の受入れが困難な場合は、次の事項に留意し、広域避難を実施する。

1. 被災市町村からの確認事項	・避難者数 ・要配慮者 ・自家用車の使用の有無 ・被災市町村職員の同行 ・避難者名簿
2. 避難先市町村への確認・依頼事項	・受入人数 ・食料・飲料水の確保 ・ライフライン ・暖房、物資及びトイレ ・避難先避難所運営職員
3. 搬送手段の手配・確認	・バスの台数 ・避難経路 ・乗車場所 ・自家用車の使用の有無

(イ) 広域火葬

- ・被災市町村の能力だけでは、当該被災市町村内の遺体の火葬を行うことが困難な場合は、「青森県広域火葬実施要領」等に基づき健康福祉部と調整を実施する。

4 受援班

(1) 統制チーム

ア 役割

班内の意思決定及び総合調整を実施する。

イ 主な業務

- ・受援班が実施する人的・物的支援に関する総合調整に関する事項を各チームに指示し、業務の進捗状況を管理する。

(2) 人的支援チーム

ア 役割

人的支援に関する総合的な調整を実施する。

イ 主な業務

(7) 被災市町村への人的支援

- ・被災市町村における人的支援ニーズを把握し、関係班に人員の調達を依頼する。

【各種人的ニーズと対応部（班）】

被災市町村からの人的ニーズ		ニーズの把握	調達部（班）	取りまとめ
一般職員	うち県職員	統括調整部 受援班	人事班	統括調整部 受援班
	うち他の市町村職員		市町村班	
	うち他県職員		受援班	
被災建築物応急危険度判定士		県土整備部 担当班	県土整備部 担当班	県土整備部 担当班
給水要員・水道技術職員※				
教職員		教育部 担当班	教育部 担当班	教育部 担当班
学芸員・埋蔵文化財調査職員				
スクールカウンセラー				
ボランティアコーディネーター		交通・地域社会部 担当班	交通・地域社会部 担当班	交通・地域社会部 担当班
医師		健康医療福祉部 担当班	健康医療福祉部 担当班	健康医療福祉部 担当班
看護師				
理学療法士				
獣医師				
作業療法士				
言語聴覚士				
歯科医師				
栄養士				
診療放射線技師				
臨床検査技師				

被災市町村からの人的ニーズ	ニーズの把握	調達部（班）	取りまとめ
薬剤師	健康医療福祉部 担当班	健康医療福祉部 担当班	健康医療福祉部 担当班
保健師			
福祉職			
心理判定士			
社会福祉主事			
児童福祉司			
し尿処理対応職員	統括調整部 受援班	環境エネルギー部 担当班	統括調整部 受援班
廃棄物・環境汚染担当職員		農林水産部 担当班	
農林水産職員		県土整備部 担当班	
下水道技術職員			
土木職員			

※ 日本水道協会が応援調整を実施した場合は、日本水道協会の情報を保健衛生課で取りまとめ、受援班に提供する。

(イ) リエゾンの職員の手配及び派遣計画の作成（統括班から指示があった場合に限る。）

- ・災害対策本部（地方支部を除く。）から被災市町村に派遣されるリエゾンについて、統括調整部各班、人事班、災害情報連絡員等を通じて手配を依頼し、派遣計画を作成する。

(ウ) 統括調整部要員が不足する場合における人員確保

- ・統括調整部各班からの必要人員数の報告等に基づく総務班からの依頼を受け、人員の手配を人事班に依頼する。

(3) 物的支援チーム

ア 役割

被災市町村からの支援要請に対する物的支援の調整を実施する。

イ 主な業務

(ア) 支援ニーズの把握

被災市町村の必要としている物資を把握し、又は推測する。

(イ) 一次物資拠点の設置

- ・国のプッシュ型支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を円滑に受け入れるため、一次物資拠点の設置が必要と判断した場合は、次の候補地に設置する。

【一時物資拠点の候補地】

青森県営スケート場、青森市屋内グラウンド、青森産業会館、五所川原市つがる克雪ドーム、ひらかドーム、弘前市運動公園、むつ市ウェルネスパーク、東北町南総合運動公園ふれあいドーム上北、八戸市南郷屋内運動場

(ウ) 協定事業者等からの調達

- ・被災町村及び県の備蓄物資では不足し、又は不足が想定される場合は、協定事業者等から物資を調達する。なお、次の品目においては各担当部に調整を依頼する。

品目	担当部
食料品・飲料水	農林水産部
生活必需品・避難所資機材等・石油燃料	経済産業部
仮設トイレ	環境エネルギー部

- ・支援物資の輸送は、原則として協定事業者等が実施することとし、輸送先は被災市町村の二次物資拠点までとする。
- ・協定事業者等が輸送できない場合は、交通政策班を通じて青森県トラック協会と調整する。

(エ) 県内の非被災市町村からの調達

- ・被災町村及び県の備蓄物資では不足し、又は不足が想定される場合は、県内の応援可能な非被災市町村に対して、応援を要請する。
- ・支援物資の輸送は、原則として非被災市町村が実施することとし、輸送先は被災市町村の二次物資拠点までとする。
- ・応援する非被災市町村が輸送できない場合は、交通政策班を通じて青森県トラック協会と調整する。

(オ) 県外の地方公共団体からの調達

- ・被災市町村及び県の備蓄物資では不足が想定される場合は、県外の地方公共団体に対して、応援を要請する。
- ・県外の地方公共団体との具体的な調整は、全国知事会等を通じて実施する。
- ・県外の地方公共団体からの支援物資は、県の一次物資拠点に集積し、他の支援物資等も含め被災市町村の二次物資拠点へ輸送する。
- ・県の一次物資拠点から被災市町村の二次物資拠点の輸送手段を調整する。
- ・県の二次物資拠点の準備や輸送手段が整わない場合は、県外の地方公共団体が被災市町村の一次物資拠点へ輸送するよう調整する。

(カ) 国からの調達

- ・被災市町村及び県の備蓄物資では不足し、又は不足が想定される場合は、国に対して支援を要請する。
- ・国からの支援物資は、県の一次物資拠点に集積し、他の支援物資等も含め被災市町村の二次物資拠点へ輸送する。
- ・県の一次物資拠点から被災市町村の二次物資拠点への輸送手段を調整する。
- ・県の一次物資拠点の準備や輸送手段の手配が整わない場合は、国が被災市町村の二次物資拠点へ輸送するよう調整する。

【国のプッシュ型支援】

国は、地方公共団体の備蓄物資では不足すると想定される場合、被災地方公共団体からの要請を待たずに４日目～７日目までに必要となる物資を、発災後３日目までに被災県の物資拠点まで届けるプッシュ型支援を実施する場合がある。

国からプッシュ型支援が届いた場合は、市町村からの具体的要請を待たず、市町村へ届けることとする。

5 総務班

(1) 統制チーム

ア 役割

班内の総合調整を実施する。

イ 主な業務

- ・災害対策本部の運営支援や予算・経理に関する方針・指示事項を決定し、各チームに指示するとともに、その進捗状況を管理する。

(2) 本部・渉外チーム

ア 役割

本部会議開催の準備等、災害対策本部の運営を実施する。

イ 主な業務

(7) 統括調整部職員等の安否確認

- ・統括調整部各班及び人事班から統括調整部要員の安否状況を確認する。
- ・危機管理局員の安否状況を取りまとめ、人事班に報告する。

(4) 本部会議資料及び議事録の作成並びに本部会議の運営

- ・各部等からの会議資料を取りまとめ、本部会議資料を作成する。なお、会議資料は県ホームページ等で外部に公表するため、紙及び電子データで収集し、広報班に提供する。
- ・会議の開催に当たっては、会議資料の印刷、会場設営を実施し、会議終了後はその議事録を作成する。
- ・オンライン方式による参加者との映像伝送に係る調整を実施する。
- ・関係機関の会議出席者については、対策班が関係機関の意向を踏まえ、統括班に具申し、決定する。統括班は総務班に会議出席者を示し、総務班は必要な情報（発言・資料・PC使用の有無等）を確認し、統括班に連絡する。

(7) 通信機器の確保、通信回線等に関する調整

- ・必要に応じて東北総合通信局及び通信事業者へ連絡し、携帯電話等の通信機器の貸与を依頼する。

(7) 防災関係機関連絡室（関係機関リエゾン室）の設営

- ・関係機関が招集した際に活動する場所（北棟2階A～C会議室等）の確保を財産管理班に指示する。

(7) 災害時に必要な公用車の利用計画

- ・被災地へのリエゾン派遣等で公用車を使用する見込みであることを財産管理班に連絡し、公用車と運転手の確保を依頼する。

(7) 統括調整部職員等の仮眠室等の確保

- ・財産管理班と協議し、統括調整部職員、関係機関リエゾン、政府現地対策本部職員等が休息するための仮眠室を確保する。

(7) 被災地に来県した国会議員、政府機関等の対応

- ・来県する議員等の連絡窓口となり、日時・場所・目的等を聞き取り、関係部及び地方

支部等との調整を図る。

(㌾) 勤務体制の確保

- ・統括調整部各班に交代勤務計画の作成を指示し、取りまとめる。
- ・災害対応に当たり、統括調整部要員だけでは人員が不足する場合、統括調整部各班からの必要人員数の報告等に基づき、受援班に確保を依頼する。

(3) 予算・経理チーム

ア 役割

災害対策予算の調整を実施する。

イ 主な業務

(7) 災害対策本部の経理

- ・統括調整部各班からの予算執行要求に応じ、支出負担行為、支出命令等の起案、リエゾンへの資金前渡の起案を行う。
- ・災害に係る予算執行額を取りまとめ、災害以外の予算を含めた執行状況を管理する。

(イ) 災害対策に必要な経費等の算定

- ・統括調整部各班に予算執行を伴う災害対策の実施見込み及びその内容を照会し、所要額等を算出の上、統括班及び本部と協議し、予算要求内容を確定する。
- ・要求内容確定後、財政班に要求する。

(㌾) リエゾン及び支援職員に対する業務説明等

- ・県庁から被災市町村等に派遣される職員の宿泊先や移動手段を確保するとともに、前渡資金等に係る説明を行う。

6 広報班

(1) 役割

災害対策本部の広報、総合窓口の設置・運営等を実施する。

(2) 主な業務

ア 県政記者会に対する投げ込み

- ・ 県政記者会に対し、情報班の作成した被害報や本部会議の開催案内等の投げ込みを実施する。
- ・ 被害報の投げ込み時間は、応急期前半は毎日 11 時と 14 時を目安とし、被害情報等の変化が落ち着いてきたときは、毎日 14 時を目安として行う。
- ・ 投げ込みが完了した際は、速やかに統括調整本部各班へ情報展開を行う。

イ 市町村への通知

- ・ 本部会議を開催する際は、市町村へ連絡を行う。

ウ 本部会議資料等のホームページ等への掲載

- ・ 電子データにより提供された本部会議資料等を整理し、県ホームページ、あおもり防災ポータル及び県グループウェアシステムのインフォメーションに掲載する。

エ 情報提供資料の提示

- ・ 県庁舎北棟 2 階エレベーターホールに広報用ブースを設置し、被害報や災害対策本部会議資料等の外部用提供資料を掲示する。

オ 記者会見の開催

- ・ 本部長、報道監等による記者会見を定期的に実施する。
- ・ 記者会見の開催に当たっては、報道機関との調整を広報広聴班へ指示する。

カ 報道機関に対する報道要請

- ・ 県民への情報発信について、報道監及び統括班と協議し、県政記者会を通じて報道機関等に報道要請を行う。

キ 被災者等からの相談・要望の総合窓口の設置

- ・ 窓口対応、電話対応の要員について、交代勤務計画を作成し、来庁者用の相談・要望窓口、電話対応窓口を設置する。
- ・ 窓口の電話番号や電子メールアドレス等の情報を県ホームページに掲載し、報道機関に提供する。

7 原子力班

(1) 役割

原子力施設の状況確認、環境放射線モニタリング（又は緊急時モニタリング）の実施状況等を確認する。

(2) 主な業務

ア 原子力施設の状況確認

- ・ オフサイトセンターからプラント等の被害状況を確認する。

イ 環境放射線モニタリング（又は緊急時モニタリング）

- ・ オフサイトセンターから環境放射線モニタリング（又は緊急時モニタリング）の実施状況等を確認する。

ウ 統括調整部各班の応援（原子力施設等に被害がない場合に限る。）

- ・ 統括班の指示に基づき、統括調整部各班の応援職員として活動する。